

公募助成



一般財団法人

セブン-イレブン記念財団

2019年度 環境市民活動助成のご案内

応募受付期間：2018年10月1日(月)～11月15日(木)

※当日消印有効



活動の成果



地域の
セブン-イレブン
店頭

募金



地域市民 環境市民団体

助成制度

セブン-イレブン記念財団

セブン-イレブン
加盟店 | 本部
※マッチングギフト
+個人や企業・団体などからの寄付金

皆様の支援

設立25周年記念 「山の森・海の森づくり助成」 (2019年度限定)

「山の森」と「海の森」の二つの視点から
「CO₂削減」と「豊かな自然環境の再生」を進めます



ブルーカーボン

- アマモなどの海洋生物がCO₂を吸収し、酸素をつくる。
- 海が浄化され、魚類等の餌場や産卵地になる。 など



アマモの花枝

海の森



山の森・海の森づくり助成

助成の趣旨

「CO₂削減」と「豊かな自然環境の再生」を推進する活動に、直接必要な経費を支援。

対象団体

環境活動を行っているNPO法人・一般社団法人・任意団体
※上記以外の法人、観光協会、商店会などは対象外です。

年間助成金

- 1団体あたり上限50万円
- 原則5年間の継続助成
- 団体数：25団体

対象となる経費 (助成金の使途)

- 備品費：苗木、チェーンソー、刈払機、チャップス等、「山の森」「海の森」づくりに必要な機械・道具
- 消耗品費：替刃、動力燃料、ガラ袋、東屋や案内表示板等の資材のみ
- 広告費：一般参加者募集チラシ・ポスターのみ
(会報や会員募集チラシ等は対象外)
- 保険料：ボランティア保険など



山の森

グリーンカーボン

- 森林に降った水が腐葉土に蓄えられミネラルの多い水になる。
- 森林の土壌が水を貯留し、急激な出水や土砂災害を防ぐ。
- 雨水が森林土壌で濾過され、水質が浄化される。 など



河畔林

- 水中に張り出した根や倒木が魚の隠れ場所になる。
- 腐葉土から染み出る養分がプランクトンを増やす。
- 日陰が水温を下げ、低温を好む魚が住みやすくなる。
- 土砂が河川に流れ込むのを防ぐ。 など

セブン-イレブン記念財団の取組み ～セブンの森～

「セブンの森」は地域の自然環境やニーズに合わせた植樹を行い、10年後、20年後に桜や紅葉の森にするというようなランドデザインを作り、長期的な計画を立てて、地域に親しまれ・愛され・次世代に繋げる地域一体型の森づくりを目指しています。

2018年度からは国有林・公有林に私有林も加え、地域の住民やNPO、行政と連携し、気軽に参加して自然体験や地域交流ができる森づくりを行っています。

また、水質を浄化しCO₂を吸収するアマモを増やし、豊かな海を再生する「海の森づくり」をスタートしました。これからも、産官学民が協力しあって取組んでまいります。

助成の種類別内容

助成の種類は「山の森・海の森づくり助成」「活動助成」「NPO自立強化助成」団体の活動にあった助成を選択してください。

なお「緑化植花助成」と「清掃助成」の組み合わせのみ、重複申請が可能です。

活動分野・対象活動から1つを選択して申請してください。

支援対象となる活動	活動分野		
	A) 自然環境の保護・保全 特定の動植物種についてではなく、それらを取り巻く広範囲で多様性のある自然状態の環境を意味します。都市公園は含まれません。	1. 森林の保護・保全	森林の育 森林の育
		2. 里地里山、里海の保全	里地里山 海浜・沿
		3. その他の自然環境の保護・保全	自然公園 河川・湖
	B) 野生動植物種の保護・保全	環境省または都道府県のレッドリスト絶滅危惧これらの野生動植物種の生息・生育地の保護・	
C) 体験型環境学習活動	自然体験による学習活動。地域に根差した、明継続的に次世代につなげていく活動。(親子自然		
D) 暮らしの中のエコ活動	地球温暖化、3R(リデュース・リユース・リサイクル)		

活動助成



やまがたヤマネ研究会

助成の趣旨

環境市民団体の活動に直接必要な経費を支援。

(緑化・植花活動は「緑化植花助成」に、清掃活動は「清掃助成」に、それぞれ申請してください。)

対象団体

環境活動を行っているNPO法人・一般社団法人・任意団体

※上記以外の法人、観光協会、商店会などは対象外です。

年間助成金

- NPO法人・一般社団法人：1団体あたり上限200万円
- 任意団体：1団体あたり上限100万円
- 助成金額：総額1億円
- 団体数：総額の範囲内で決定

連続助成について

- 2018年度に助成を受けている団体の皆様へ活動の成果や課題を整理し、更なる深耕と発展を目指した申請内容が求められます。
- 連続して助成を受けられる期間は3年間です。3年連続して助成を受けた場合、その後の2年間は申請できません。

過去	2019年度	2020年度	2021年度
2016年度～2018年度助成	申請不可	申請不可	申請可能

※2019年度限定「山の森・海の森づくり助成」には申請可能です。

緑化植花助成



NPO法人 思いをつなぐ会

助成の趣旨

緑と花咲く街並みをつくる活動を支援。公共性の高い場所で行われる低木(成木時に2m以下までの品種)の苗木、草花の種・苗・球根を植え、育てる活動を支援。

※自然の生態系の保護を優先すべき地域や、学校・庁舎などの敷地における活動は対象外です。

対象団体

環境活動を行っているNPO法人・一般社団法人・任意団体

※上記以外の法人、観光協会、商店会などは対象外です。

年間助成金

- 1団体あたり上限30万円
- 助成金額：総額2000万円
- 団体数：総額の範囲内で決定

低木・草花について

外来生物法によって、特定外来種あるいは未判定外来種に指定されている植物は対象外です。

消耗品について

肥料、除草剤・殺虫剤などは対象外です。

※生物多様性を保全・創出するために、除草剤・殺虫剤の使用は控えてください。

「緑化植花助成」「清掃助成」の5つです。助成の趣旨によって、対象団体や助成金の使途、助成期間が異なります。

対象活動	活動助成	NPO自立強化助成
育成・保全により、森林の多面的な機能を発揮・維持する活動。	●	●
育成・保全により、林産物の活用を創出する活動。	●	●
里海での生物多様性を保全・創出する活動。森里川海のつながりを再生する活動。	●	●
沿岸におけるの保全活動。	●	●
自然環境保全地域などの保護地域の保護・保全活動。	●	●
沼・湿地などの自然環境の保護・保全活動。	●	●
種Ⅰ・Ⅱ類、準絶滅危惧種に指定されている野生動植物種の保護・保全活動。	●	●
保全活動。(そのための外来種駆除を含む)	●	●
確かな目的をもって行われる自然体験型の環境学習で、体験を一時的に終わらせず、体験型環境学習を含む) これらの環境学習指導者の育成。	●	●
いなどの環境問題を、生活の中から考え、解決していくことをテーマにした活動。	●	●

NPO自立強化助成

助成の趣旨

助成期間内に事務所家賃・専従職員の人件費などを自主財源で充当できるよう、安定的・継続的な自主事業の構築・確立を目指す環境NPO法人を支援。

- 地域に必要とされている活動で、地域経済の活性化を共に図る
- 確立した自主事業をモデル化し、ノウハウ提供や指導、拡大を行う
- 環境NPO全体の社会的信用の向上 など

※活動助成の継続助成ではありません。

対象団体

「環境の保全を図る活動」が活動分野として認証され、かつ法人として3年以上の活動実績があるNPO法人(2016年3月31日以前にNPO法人格を取得し、登記している団体)



認定NPO法人 自然再生センター

年間助成金

- 1団体あたり上限400万円(事業費と助成対象事業を行う常勤専従職員の人件費)
- 原則3年間の継続助成
- 団体数：総額の範囲内で決定

最終審査会について

専門審査会の結果を踏まえた最終審査会において、プレゼンテーションによる審査を行います。(対象団体には詳細をご連絡します)

継続助成について

助成報告会で、当年度事業成果報告と次年度事業計画プレゼンテーションを行っていただき、審査の結果、次年度の助成の可否が決定します。

清掃助成

助成の趣旨

ごみのない環境をつくる活動を支援。
公共性の高い場所で、年間を通じて定期的に行われている活動を支援。

対象団体

環境活動を行っているNPO法人・一般社団法人・任意団体
※上記以外の法人、観光協会、商店会などは対象外です。

年間助成金

- 1団体あたり上限20万円
- 助成金額：総額550万円
- 団体数：総額の範囲内で決定

ごみの処分代について

事前に行政の窓口にご相談していただき、ごみの処分代が必要な場合には、処理費用の説明資料を提出してください。
処分を事業者へ委託する場合は、一般廃棄物処理業者の見積書と許可証のコピーを提出してください。

旅費交通費について

ガソリン代は、清掃道具とごみの運搬の費用を対象とします。
始点・着点を明記し、走行距離km×15円で計算してください。



高麗川ふるさと会

対象となる経費(助成金の使途)

※助成の種類によって、対象経費が異なります。

科目	適用	助成の種類				
		山の森・海の森づくり助成	活動助成	自立強化助成 NPO	緑化植花助成	清掃助成
備品費	機械、道具、参考図書など	※1	●	●	※1	※1
消耗品費	筆記用具、画用紙、機械の燃料など	※2	●	●	※2	※2
広告費	一般参加者募集のためのチラシ・ポスター作成費(会報や会員募集のチラシ等は対象外)	●	●	●	●	●
	申請活動のホームページ作成費(作成・受取後には、自団体で更新ができること)		●	●		
活動報告費	セミナー・シンポジウムなどでの配布資料、テキストブックの作成費(当財団規定の報告書作成費用は対象外)		●	●		
賃借料	会場、車両、機械、備品などの賃借料(レンタル事業者からの借受けのみ対象)		●	●		※3
通信費	郵便代、宅配代(電話代、プロバイダー代は対象外)		●	●		
保険料	ボランティア保険など	●	●	●	●	●
建築工事費	専門業者にしかできない建築設備工事費		●	●		
旅費交通費	公共交通機関、車両のガソリン代、有料道路料金、宿泊費(タクシー代、駐車場代は対象外)		●	●		※4
講師の謝金	外部から招聘した講師への謝金。1日一人あたり上限1万円(会員への謝金は対象外)		●	●		
調査費	自団体ではできない専門家によるデータ収集・分析の費用			●		
事務所費	事務所家賃(共益費込み上限10万円/月。事業費160万円に含むことができる。会員の自宅は対象外)			●		
人件費	事業の常勤専従職員1名の基本給(社会保険料の事業主負担分・各種手当を除く)として上限20万円/月			●		

山の森・海の森づくり助成の適用の注記

科目	適用
※1備品費	苗木、チェーンソー、刈払機、チャップス等、「山の森・海の森づくり」に必要な機械・道具
※2消耗品費	替刃、動力燃料、ガラ袋、東屋や案内表示板等の資材のみ

緑化植花助成の適用の注記

科目	適用
※1苗木・植花代	低木(成木時で2m以内)の苗、草花の種・苗・球根、育苗ポット、培養土、腐葉土のみ
※1備品費	移植ゴテ、鎌、鍬、スコップ、レーキ、ジョウロ、水遣りホース、ホースリール、バケツプランター(1台あたり上限2000円)、刈払機(1台あたり上限3万円)、水遣りポンプ(1台あたり上限2万円)のみ
※2消耗品費	刈払機用混合ガソリン・替刃のみ

清掃助成の適用の注記

科目	適用
※1備品費	鎌、鍬、スコップ、レーキ、トンブ、軍手、ほうき、ちりとり、刈払機(1台あたり上限3万円)などの清掃用具のみ
※2消耗品費	ごみ袋、刈払機用混合ガソリン・替刃、ガムテープ、ごみの処分代など清掃に直接関わる消耗品のみ
※3賃借料	清掃用具・ごみ処分場へのごみ運搬のためのレンタカー(レンタル事業者からの借受けのみ対象)のみ
※4旅費交通費	清掃用具・ごみ運搬のために発生したガソリン代のみ

■ 助成金についての補足

下記は申請対象外です

- ①旅費交通費のみの申請
- ②講師の謝金のみの申請
- ③「①+②」のみの申請

旅費交通費について

- 公共交通機関は、機関・路線、始点・着点を明記してください。
- ガソリン代は、始点・着点を明記し、走行距離km×15円で計算してください。
- 有料道路料金は、始点・着点を明記してください。
- 宿泊費は、1泊8000円を上限とします。精算時には上限金額以内の実費精算となりますので、申請時にも実費で計上してください。

助成対象外の経費について

- 動植物の購入については、その地域で交雑による遺伝子攪乱につながる地域外の同一種の購入
- 講師・参加者や会員などの飲食代
- 個人所有物などを借受けた際の代金・謝金(レンタル事業者からの借受けのみ対象)
- 職人・有償ボランティアへの日当、講師以外の謝金、参加者への賞品
- 外部委託費、雑費、会費、土地の賃借料
- タクシー代、駐車場代
- 振込手数料、寄付金、資格取得のための受講料
- マスコミ広告・広告掲載費、チラシ折込代
- その他、当財団が助成対象として不適当であると判断した経費

よくあるご質問

※当財団ホームページもご確認ください。

Q1 申請書の押印に、なぜ登録印が必要なのですか？

A 団体の総意としての申請であることを明確にするために登録印とします。任意団体の場合は、団体代表者の個人印を押印してください。

Q2 事業年度の期間がセブン-イレブン記念財団の助成期間と一致しないのですが、資料はどうすればよいですか？

A ①2017年度と2018年度の資料は、自団体の事業期間で問題ありません。
②2019年度は助成対象期間に合わせた資料を提出してください。

Q3 助成決定前で収支が未確定です。収支計画(予算)はどのように作成すればよいですか？

A 収支計画(予算)は、助成を受けることを前提に立案してください。

Q4 会計帳票が揃わないのですが？

A 添付できない理由を「提出書類確認表」に明記してください。

Q5 活動は複数の分野に関わりますが、対象活動分野はどのように選択すればよいですか？

A 申請活動の目的、趣旨がどの分野・活動に合致するかを踏まえ、1つを選択してください。

Q6 体験型環境学習活動の分野で、団体として定めている学習要綱はどのような資料を提出すればよいですか？

A 団体が統一して使用しているテキスト、手引書、指導マニュアルなどを提出してください。

Q7 NPO自立強化助成の申請資格は、NPO法人化前の活動期間も対象になりますか？

A 環境の保全を図る活動で認証を受け、登記してから3年以上の活動実績が必要となります。

Q8 地域の自然保護を目的に、利用者に対する案内や登山道の補修を行っています。会員向けの巡回マニュアルの作成は助成対象となりますか？

A 一般参加者や他団体にも配布するマニュアル作成であれば申請可能となります。会員だけの内部マニュアルの場合は対象外です。

Q9 知人や会員から車や道具を借りた場合、賃借料の対象になりますか？

A 賃借料はレンタル事業者からの借受けのみが対象となります。

Q10 講師の謝金が1万円を超える場合、謝金の増額は可能ですか？

A 1万円を超える分は申請団体負担となります。

■ 環境市民活動助成スケジュール

内容	助成の種類	山の森・海の森づくり助成	活動助成	NPO自立強化助成	緑化植花助成	清掃助成
応募締切(当日消印有効)		2018年11月15日				
専門審査会		2019年2月下旬			2019年2月上旬	
最終審査会		3月中旬			—	
助成決定		4月中旬			3月中旬	
助成金振込み		5月末までに順次			4月末までに順次	
報告書提出		助成活動終了後、速やかに提出(最終締切:2020年4月10日)				

助成決定について……助成決定団体に「助成決定通知書(確認書、他)」を郵送いたします。選外の団体には、結果を郵送で通知いたします。

助成金振込みについて……「確認書」が提出された団体から、順次、全額前払いにてお振込みをいたします。

連続して助成を受ける場合、前年度の精算完了後にお振込みをいたします。



審査会



目録贈呈式：発表



目録贈呈式：会場



目録贈呈式：贈呈



目録贈呈式：集合写真

2019年度環境市民活動助成の応募要項

日本国内の団体および活動が対象です。

助成対象活動期間

2019年4月1日～2020年3月31日

応募受付期間

2018年10月1日～11月15日 ※当日消印有効

応募方法

専用申請書に必要事項を明記の上、添付書類を添えて、封書で郵送してください。

* EメールやFAX、持ち込みによる応募は受付けておりません。

応募先

〒102-8455 東京都千代田区二番町8番地8
一般財団法人セブン-イレブン記念財団 ○○助成係
* ○○の中には申請する助成名を記入してください。
(山の森・海の森、活動、自立強化、緑化植花、清掃)

専用申込書の入手

1. 当財団のホームページからダウンロードできます。
URL <http://www.7midori.org>
2. 下記の事項を明記し、FAXにて請求してください。
 - 団体名
 - 送付先の郵便番号・住所・氏名・電話番号
 - 申請する助成名FAX 03-3261-2513

申請書記入と提出書類について

1. 専用申請書の記入は、枠内に内容を簡潔に具体的にまとめてください。
2. 提出できない書類がある場合は、理由を明記してください。
3. これから新たに活動を始める団体は、事業報告書・会計報告書が提出できない理由として、「設立前のため活動実績なし」と明記してください。
4. 活動実績が1年に満たない場合は、活動開始日から2019年3月31日までの事業報告書(見込み)・収支報告書(見込み)を提出してください。
5. 団体により、事業年度開始の日が異なっても、2019年度の助成は、2019年4月1日～2020年3月31日の活動について申請してください。
6. 専用申請書・添付書類などは返却はいたしません。書類は全てコピー(写し)を取り、必ずお手元に保存してください。

審査について

大学、行政、中間支援組織、NPO関係の方々に審査に参加していただきます。

それぞれの専門分野で審査を行う専門審査会、その結果をもって、さらに広い視点から審査を行う最終審査会を経て、助成を決定します。

また、審査・選考にあたり、事務局より電話等によるお問い合わせをさせていただく場合もございますので、ご協力をお願いします。

NPO自立強化助成は、最終審査会においてプレゼンテーションによる審査も行います。

(対象団体には詳細をご連絡します)

助成決定後について

1. お振り込みについて

確認書・役員名簿が提出された団体に、助成金を前払いにてお振込みいたします。

2. ロゴマーク・ステッカー等の掲出について

店頭で募金をしてくださった皆様に、募金の使われ方がわかるように、下記の対応を条件とします。

● 団体のホームページのトップページおよび活動告知ページへの掲載。印刷物や製作物への掲載。



一般財団法人

セブン-イレブン記念財団

一般財団法人セブン-イレブン記念財団の助成を受けています。

● 機械や備品、活動場所・植栽場所には、「一般財団法人セブン-イレブン記念財団」のステッカーを貼付または掲出。

3. 報告について

助成活動が終了しましたら、速やかに「助成事業完了報告書」「助成事業会計報告書」「領収書・お買い上げ明細書(いずれも原本)」を提出していただきます。

NPO自立強化助成は、プレゼンテーションによる報告も行っております。

(年1回。5月頃)

4. 助成金の精算について

「助成事業完了報告書」「助成事業会計報告書」と「領収書・お買い上げ明細書(いずれも原本)」にて、助成事業完了の精算を行っていただきます。

当財団において、上記資料を確認させていただき、未使用金・助成決定項目以外の費用・領収書等未提出、ロゴマーク・ステッカー未掲出などの場合は、残余金としてご返金いたします。

お問い合わせ先



一般財団法人

セブン-イレブン記念財団

〒102-8455 東京都千代田区二番町8番地8

TEL 03-6238-3872 FAX 03-3261-2513

(電話受付時間 9:30～17:00 *土・日曜日を除く)

2019一般財団法人セブン-イレブン記念財団
001-1909-6000.S.K.K

Eメール

oubo.19b@7midori.org
(2018年11月30日まで開設)

URL

<http://www.7midori.org>

